

税理士受験シリーズ③
住民税 計算問題+過去問題集

別冊答案用紙

目 次

第3章 過去問題	1
計算過程用	6

<答案用紙の利用法>

本書収録の問題を解答するに当たりまして、「第3章 過去問題」の税額については1ページから5ページの当該問題用の答案用紙をご利用ください。また、第1章および第2章の解答・計算過程ならびに第3章の計算過程は6ページから17ページの計算過程用の答案用紙をコピー等してご利用ください。

[注] この答案用紙はTAC税理士講座の責任において作成したものです。

第3章 過去問題

第71回（令和3年度）

○甲及び甲の家族の税額

氏名	令和8年度分として 納付すべき税額の合計額	令和8年度分として納付すべき税額の内訳	
		県民税	市民税
甲			
甲の妻			
甲の長男			
甲の次男			
甲の父			

氏名	特別徴収された令和7年度分 の個人住民税額の合計額 ※令和7年中の所得に係る 税額に限る。	特別徴収された令和7年度分の個人住民税額の内訳 ※令和7年中の所得に係る税額に限る。	
		県民税	市民税
甲			
甲の妻			
甲の長男			
甲の次男			
甲の父			

第72回（令和4年度）

○甲及び甲の家族の税額

氏名	令和8年度分として 納付すべき税額の合計額	令和8年度分として納付すべき税額の内訳	
		県民税	市民税
甲			
甲の妻			
甲の長男			
甲の弟			
甲の弟の子			
甲の父			

氏名	特別徴収された令和7年度分 の個人住民税額の合計額 ※令和7年中の所得に係る 税額に限る。	特別徴収された令和7年度分の個人住民税額の内訳 ※令和7年中の所得に係る税額に限る。	
		県民税	市民税
甲			
甲の妻			
甲の長男			
甲の弟			
甲の弟の子			
甲の父			

第73回（令和5年度）

○甲及び甲の家族の税額

氏名	令和8年度分として 納付すべき税額の合計額	令和8年度分として納付すべき税額の内訳	
		県民税	市民税
甲			
甲の妻			
甲の長男			
甲の長男の妻			
甲の長女			
甲の長女の子			

氏名	特別徴収された令和7年度分 の個人住民税額の合計額 ※令和7年中の所得に係る 税額に限る。	特別徴収された令和7年度分の個人住民税額の内訳 ※令和7年中の所得に係る税額に限る。	
		県民税	市民税
甲			
甲の妻			
甲の長男			
甲の長男の妻			
甲の長女			
甲の長女の子			

第74回（令和6年度）

○甲及び甲の家族の税額

氏名	令和8年度分として 納付すべき税額の合計額	令和8年度分として納付すべき税額の内訳	
		県民税	市民税
甲			
甲の妻			
甲の長男			
甲の長男の妻			
甲の父			
甲の母			

氏名	特別徴収された令和7年度分 の個人住民税額の合計額 ※令和7年中の所得に係る 税額に限る。	特別徴収された令和7年度分の個人住民税額の内訳 ※令和7年中の所得に係る税額に限る。	
		県民税	市民税
甲			
甲の妻			
甲の長男			
甲の長男の妻			
甲の父			
甲の母			

第75回（令和7年度）

○甲及び甲の家族の税額

氏名	令和8年度分として 納付すべき税額の合計額	令和8年度分として納付すべき税額の内訳	
		県民税	市民税
甲			
甲の妻			
甲の長男			
甲の長男の妻			
甲の父			
甲の母			

氏名	特別徴収された令和7年度分 の個人住民税額の合計額 ※令和7年中の所得に係る 税額に限る。	特別徴収された令和7年度分の個人住民税額の内訳 ※令和7年中の所得に係る税額に限る。	
		県民税	市民税
甲			
甲の妻			
甲の長男			
甲の長男の妻			
甲の父			
甲の母			

計算過程

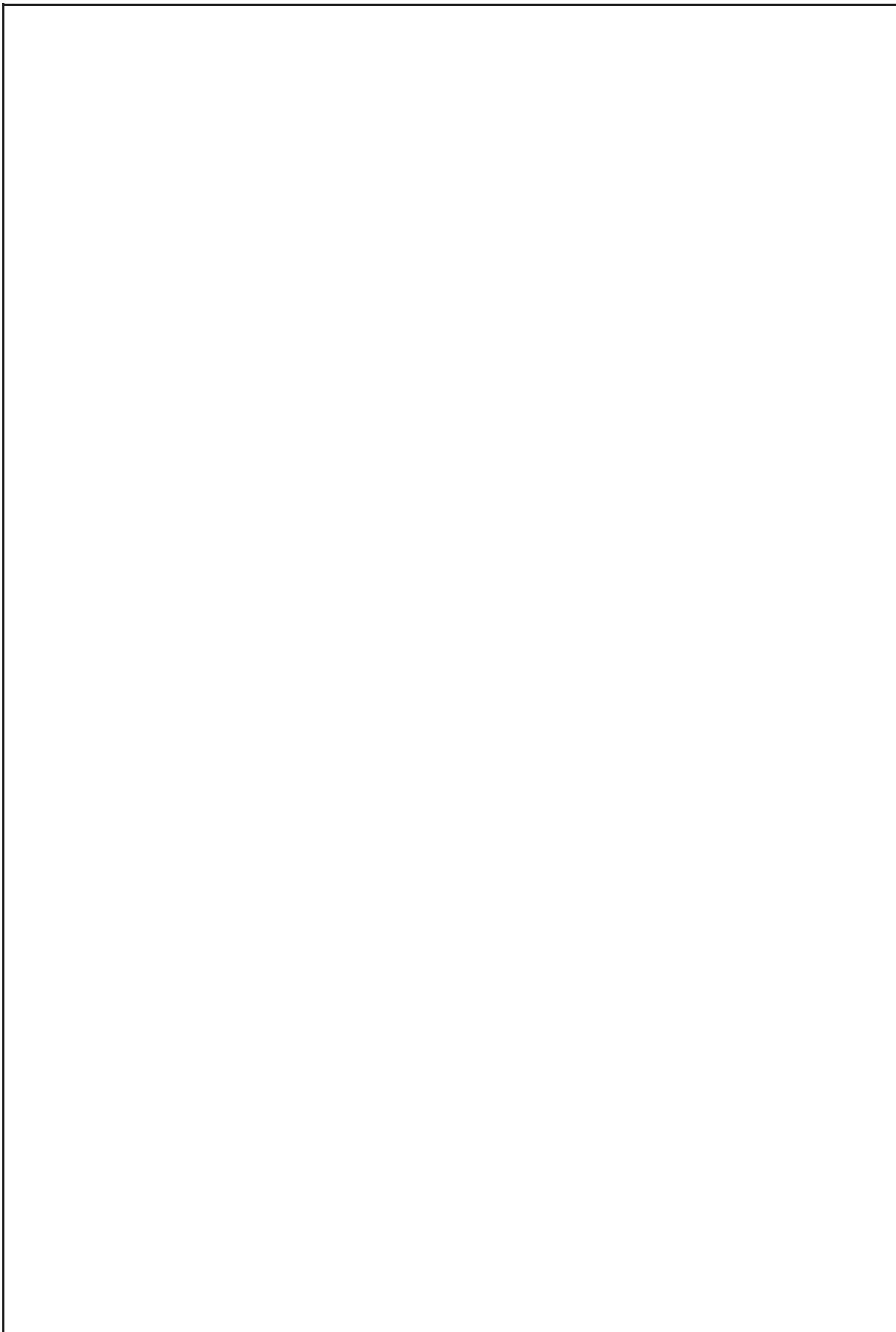
計算過程（続き）

計算過程（続き）

計算過程（続き）

計算過程（続き）

計算過程（続き）



計算過程

計算過程（続き）

計算過程（続き）

計算過程（続き）

計算過程（続き）

計算過程（続き）